

西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

いわゆる団塊の世代のすべての方々が75歳以上となる2025年に向けて、介護ニーズが増大することが想定される中で、国民一人一人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが国の指針の中で掲げられ、平成29年の介護保険法の改正では、この地域包括ケアシステムを深化・推進していく観点からの見直しが行われ、「医療・介護の連携」、「地域共生社会の実現に向けた取組み」などが推進されることとなりました。

2 根拠法令

条例制定を行う根拠法令は下記のとおりです。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)
- (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。)

3 一部改正の要旨

「西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年西東京市条例第5号)。以下「市条例」という。」の一部を改正して、地域密着型通所介護に共生型地域密着型通所介護に関する基準を追加します。

内容としては、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定するというものです。

そしてそれ以外のサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護等の基準について、省令及び予防省令の改正にあわせて市条例及び「西東京市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例（平成 25 年西東京市条例第 6 号）。以下「市予防条例」という。」の改正を行うものです。

4 改正の主な内容（省令基準の規定順）

以下の内容について、省令及び予防省令と同一の基準とします。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数 ア オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更する。	なし	市条例第 6 条
イ 日中（8時から18時）と夜間・早朝（18時から8時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、利用者へのサービス提供に支障がない場合にオペレーターの兼務等を認める。	なし	市条例第 6 条、市条例第 32 条
■地域との連携等 ア 介護・医療連携推進会議の効率化の観点から、開催頻度について、概ね 3 月に 1 回を概ね 6 月に 1 回とする。	なし	市条例第 39 条

(2) 夜間対応型訪問介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
■夜間対応型訪問介護の員数 ア オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更する。	なし	市条例第 47 条

(3) 地域密着型通所介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
■共生型地域密着型通所介護の基準 ア 共生型地域密着型通所介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準	なし	市条例第 59 条の 20 の 2、市条例第 59 条の 20 の 3

を設定する。		
■療養型通所介護の利用定員 ア 療養型通所介護については、利用定員を9人以下から18人以下に変更する。	なし	市条例第59条の25

(4) 認知症対応型通所介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
■認知症対応型通所介護の利用定員等 ア 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。	なし	市条例第65条、市予防条例第9条

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
■地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針（身体的拘束等の適正化） 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。 ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 エ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	なし	市条例第138条

(6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
<p>■ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の取扱方針 (身体的拘束等の適正化)</p> <p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。</p> <p>ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>エ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	なし	市条例第 117 条、市予防条例第 78 条

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
<p>■ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の取扱方針 (身体的拘束等の適正化)</p> <p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。</p> <p>ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>エ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の</p>	なし	市条例第 157 条

適正化のための研修を定期的実施すること。		
----------------------	--	--

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

改正の概要	独自基準	改正条例案に対応する条項
<p>■看護小規模多機能型居宅介護の員数等（サテライト型事業所の創設）</p> <p>サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「サテライト看多機」とする。）の基準を創設する。</p> <p>サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下、「サテライト小多機」とする。）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」とする。））の関係に準じるものとする。</p> <p>ア 代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができることとする。</p> <p>イ サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。</p>	なし	市条例第 191 条
<p>■登録定員及び利用定員</p> <p>ア サテライト看多機の登録定員は18人以下とする。</p>	なし	市条例第 194 条
<p>■設備及び備品等</p> <p>サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和する。</p> <p>ア 設備について、宿泊室については、看多機事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ることを可能とする。</p>	なし	市条例第 195 条

(9) その他

新しいサービス名称（介護医療院）の追加など。